

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月11日

【四半期会計期間】 第91期第1四半期(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

【会社名】 ホッカンホールディングス株式会社

【英訳名】 HOKKAN HOLDINGS LIMITED

【代表者の役職氏名】 取締役社長 工藤 常史

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

【電話番号】 03(3213)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 山崎 節昌

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

【電話番号】 03(3213)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 山崎 節昌

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第90期 第1四半期 連結累計期間	第91期 第1四半期 連結累計期間	第90期
会計期間		自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高	(百万円)	43,020	31,509	152,931
経常利益	(百万円)	1,243	1,947	1,652
親会社株主に帰属する 四半期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失()	(百万円)	656	1,051	4,805
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	920	1,779	2,779
純資産額	(百万円)	50,965	48,538	47,012
総資産額	(百万円)	143,675	135,576	134,820
1株当たり四半期純利益又は 当期純損失()	(円)	9.76	15.63	71.45
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)	32.8	32.8	32.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第90期第1四半期累計期間および第91期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、第90期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期純利益又は当期純損失()」を「親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()」としております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、充填事業において乳製品受託製造販売を営んでおりますくじらい乳業株式会社を連結の範囲に含めておりません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益が改善するなかで、設備投資は緩やかな増加基調であり、また、個人消費は雇用や所得環境の着実な改善を背景に底堅く推移するなど、景気は緩やかな回復を続ける状況となりました。

当第1四半期連結累計期間における清涼飲料業界の状況につきましては、昨年の消費増税の反動による増加および好天に恵まれたことなどにより、清涼飲料業界全体では前年を上回る結果となりました。カテゴリー別では、ミネラルウォーター、果実飲料、炭酸、コーヒーは前年を上回りましたが、スポーツドリンク、紅茶につきましては前年を下回る結果となりました。また、容器別では、缶製品は前年を下回る結果となりましたが、ペットボトル製品は前年を上回る結果となりました。食品缶詰業界の状況につきましては、農産缶詰は前年並みの結果となりましたが、水産缶詰は原料の高騰に伴う製品価格の値上げにより前年を下回る結果となりました。

〔容器事業〕

(メタル缶)

飲料缶・食品缶

飲料用スチール空缶につきましては、主力の缶コーヒー分野においてカップ式カウンターコーヒーの市場浸透、また、一部お客様のアルミ缶化および当社グループの重要なお取引先様の飲料事業からの撤退の影響等により、飲料用スチール空缶全体では前年を下回る結果となりました。なお、食品缶詰用空缶につきましては、業界の動向と同様に、農産缶詰は前年並みの結果となりましたが、水産缶詰は前年を下回る結果となりましたため、全体では前年を下回る結果となりました。

その他

エアゾール用空缶につきましては、殺虫剤および虫除けスプレーは前年を下回ったものの、防水スプレー缶、塗料缶、工業用品等が順調だったため、前年を上回る結果となりました。

美術缶につきましては、前年並みの結果となりました。

(プラスチック容器)

飲料用ペットボトル

飲料用ペットボトルにつきましては、お客様による内製化拡大により前年を下回る結果となりましたが、無菌充填用プリフォーム（ボトル成形前の中間製品）につきましては、好天に恵まれたことおよび積極的な営業活動により前年を上回る結果となりました。

食品用ペットボトル

食品用ペットボトルにつきましては、昨年の消費増税の反動により醤油用ボトルの販売が増加したため、食品用ペットボトル全体では、前年を上回る結果となりました。

その他

一般成形品につきましては、化粧品用において引き続き受注が堅調であり、また、バッグインボックスも順調に推移したことから一般成形品全体では前年を上回る結果となりました。

以上の結果、容器事業全体の売上高は、10,465百万円（前年同期比3.8%減）となり、営業利益は277百万円（前年同期は営業損失56百万円）となりました。

〔充填事業〕

(缶製品)

缶製品につきましては、リシール缶（ボトル缶）におきまして前年を上回る販売数量となりましたが、通常缶におきましては、スクラップアンドビルドの一環として炭酸ラインを撤去したこと等により前年を下回る販売数量となりました。さらに、一部お客様との取引形態を変更（お客様からの原材料の無償支給）した影響により売上高が減少となり、缶製品全体の売上高は前年を下回る結果となりました。

(ペットボトル製品)

ペットボトル製品につきましては、大型・小型兼用ラインの増設により、前年を上回る販売数量となりましたが、一部お客様との取引形態を変更（お客様からの原材料の無償支給）した影響により売上高が減少となり、ペットボトル製品全体の売上高は前年を下回る結果となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間より、乳製品受託製造販売を営んでおりますくじらい乳業株式会社を連結の範囲に含めております。

以上の結果、充填事業全体の売上高は、19,613百万円（前年同期比36.9%減）となり、営業利益は1,855百万円（前年同期比61.9%増）となりました。

〔機械製作事業〕

機械製作事業につきましては、グループ外において自動車部品生産機械の販売が順調であり、また、充填用設備等の受注がありましたため、機械製作事業全体の売上高は、377百万円（前年同期比193.4%増）となり、営業損失は5百万円（前年同期は営業損失7百万円）となりました。

〔その他〕

インドネシアにおいて、容器（ペットボトル）製造から内容物の充填までを一貫しておこなうPT.HOKKAN INDONESIA（ホッカン・インドネシア）は、同国の飲料市場でさらなる受注の獲得を目指し増設した第2製造ラインの稼働により販売は前年を上回る結果となりました。

また、ベトナムにおいて、清涼飲料の受託充填事業を営んでおりますNIHON CANPACK(VIETNAM)CO.,LTD.（日本キャンパック・ベトナム）は、国内および輸出向け販売が増加したため、前年を上回る結果となりました。

以上の結果、工場内の運搬作業等をおこなっております株式会社ワーク・サービスを加えたその他全体の売上高は、1,051百万円（前年同期比11.0%増）となりましたが、PT.HOKKAN INDONESIA（ホッカン・インドネシア）において、第1製造ラインのメンテナンス等により、営業損失は52百万円（前年同期は営業利益47百万円）となりました。

以上により、当第1四半期連結累計期間における売上高は31,509百万円（前年同期比26.8%減）、営業利益は1,733百万円（前年同期比105.9%増）、経常利益は1,947百万円（前年同期比56.6%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は1,051百万円（前年同期比60.1%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産の残高は135,576百万円(前連結会計年度末は134,820百万円)となり755百万円の増加となりました。これは有形固定資産が減少(64,732百万円から63,818百万円へ913百万円の減)したものの、現金及び預金の増加(930百万円から1,706百万円へ776百万円の増)、および第1四半期は販売数量が増加する時期であるため、受取手形及び売掛金並びに電子記録債権の増加(28,306百万円から29,028百万円へ722百万円の増)したことが主な要因であります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債の残高は87,037百万円(前連結会計年度末は87,808百万円)となり770百万円の減少となりました。これは借入金が増加(51,248百万円から52,287百万円へ1,038百万円の増)したものの、流動負債の「その他」に含まれております設備関係未払金が減少(4,751百万円から3,477百万円へ1,274百万円の減)したことが主な要因であります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産の残高は48,538百万円(前連結会計年度末は47,012百万円)となり1,526百万円の増加となりました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純利益1,051百万円の計上、およびその他有価証券評価差額金が増加(4,429百万円から4,931百万円へ501百万円の増)したことが主な要因であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(1) 会社の支配に関する基本方針について

当社は、当社の株主の在り方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中でも、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等については、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものと考えられます。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社及び当社グループ(以下、総称して「当社グループ」といいます。)は、大正10年(1921年)の創業以来、「品質本位に最善の努力を行い、最高の商品を提供する企業として、社会・文化に貢献する。」との企業理念に立ち、容器・充填・機械製作事業等を営んでおります。

当社は、平成17年10月に純粋持株会社へ移行し、「グループ全体の最適な戦略立案」「事業会社の経営執行の監督」「グループ資源の最適配分」を行ってまいりました。

清涼飲料市場を主たるマーケットとしております当社グループを取り巻く環境は、競争激化の影響を受けたお客様からのコストダウン要請が継続しているのに加え、引き続き円安の影響による電力料金等エネルギーコストの高止まりが続くものと予想されております。特に容器事業における飲料用スチール空缶の分野においては、一部お客様によるアルミ缶化や飲料事業からの撤退の影響、そしてカウンターコーヒーの定着化等により、工場稼働率が低下することが予想されるなど大変厳しい状況が続くものと思われまます。

当社グループ中期5カ年経営計画「ACTIVE-5」は、このような環境の変化の影響を大きく受けたため、種々対策を講じてまいりましたが、残念ながら最終年度の数値計画の達成が見込めない状況となりました。しかしながら、同計画で掲げております「既存事業の持続的成長」に向け、充填事業のスクラップアンドビルドとして、本年4月より稼働を開始しました株式会社日本キャンパック新アセプライン稼働による生産性の改善や、機械製作事業における外部販売の拡大を図ってまいります。また、特に容器事業における収益改善に向けた事業構造改革につきましましては、一層のスピード感をもってさらに進めてまいります。

「新たな事業展開への挑戦」としましては、海外事業分野におけるPT.HOKKAN INDONESIA(ホッカン・インドネシア)の第2製造ライン稼働開始による収益拡大の実現や、さらなる海外事業の拡大に向けて取り組んでまいります。

また、新規事業分野においては、平成27年度に予定されている化粧品製造会社の株式会社コスメサイエンス、および乳製品製造会社のくじらい乳業株式会社の新工場稼働や軟包材容器製造会社の日本キム株式会社をグループ化したことによる容器事業分野の拡大など、当社グループの安定的成長に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

上記のように、当社グループでは、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組むとともに、経営の透明性・客観性の確保に努めております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は平成23年5月13日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を決定し、同年6月29日開催の定時株主総会においてご承認をいただいております。その後、同対応策の有効期限の満了を迎えたため、所要の変更を加えた上で、平成26年6月27日開催の定時株主総会において、新たに買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）を株主の皆様にご承認いただいております。

(イ) 本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

(ロ) 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

(ハ) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、当社は、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、発動した対抗措置の停止又は変更等の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

(二) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

a. 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、提案する大規模買付行為の概要等を記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

b. 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には当該書面に従い、必要情報を当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面にて提出していただきます。

なお、提出された必要情報について当社取締役会は速やかに独立委員会に提出することとします。これを受けて独立委員会が精査した結果、独立委員会が、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として不十分であると判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、大規模買付者が出現し、当該大規模買付者から大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社取締役会が、その全部又は一部を適時適切に開示します。

なお、独立委員会が、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示いたします。

c. 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付行為が対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付の場合は最長60日間、それ以外の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（いずれも情報完了通知の発送日の翌日から起算されず。以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。独立委員会は取締役会の意見及びその根拠資料並びに代替案等を受領した上、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告を行うに至らない場合等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつき、やむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとし、また、その場合、延長する理由及び期間について開示いたします。

取締役会評価期間中、独立委員会は独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉を行います。

d. 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断し、当社取締役会に対して株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

その場合、当社取締役会は、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、対抗措置の発動についての承認を議案とする当社株主総会の招集手続きを速やかに実施するものとします。具体的には、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。

当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行し、その旨を開示します。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合（なお、かかる株主総会の決議は普通決議によるものいたします。）、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当社は、当該株主総会の結果を決議後適時適切に開示いたします。

e. 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付者は大規模買付行為を実施できないものとします。したがって、大規模買付者は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ大規模買付行為を開始できるものとします。

(ホ) 大規模買付行為が実施された場合の対応

a. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、当社取締役会が当該時点で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で、最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、行使期間等を設けることがあります。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付者による大規模買付行為の提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の当該提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該提案及び当社が提示する当該提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

c. 対抗措置発動の停止等について

上記a. 又はb. において、当社取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当の効力発生日までの間は新株予約権無償割当等の中止、又は新株予約権無償割当後行使期間開始日までの間は、会社による新株予約権の無償取得等の方法により、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(ハ) 株主の皆様にご与える影響等

a. 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

b. 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合又は大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを順守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令等に従って適時適切な開示を行います。対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が新株予約権者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(ト) 本プランの適用開始、有効期限及び廃止

本プランの有効期限は、平成29年6月に開催される当社定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランは、株主総会において承認可決され発効した後であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかに開示します。

(4) 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」をはじめとする買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有しています。

(イ) 当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

なお、当社は、本プランの発動にあたり、新株予約権の行使が認められない者に対し、新株予約権の金銭等による買取等、金銭等の経済的な利益の交付は行いません。

(ロ) 事前の開示

当社は、株主の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適切な判断の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も法令等に従い、必要に応じて適時適切な開示を行います。

(ハ) 株主意思を反映するものであること

本プランは、平成26年6月27日開催の第89回定時株主総会において、承認されたものでありますので、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(ニ) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランにおける対抗措置の発動等に関し、当社取締役会に対して勧告等を行う諮問機関として、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会を設置します。

(ホ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(ヘ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は197百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、当社グループは乳製品受託製造販売を営んでおりますくじらい乳業株式会社を連結の範囲に含めたことなどにより、充填事業において59名増加しております。

これにより当社グループの従業員数は1,931名となっております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000,000
計	240,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	67,346,935	67,346,935	東京証券取引所 市場第一部 札幌証券取引所	単元株式数は 1,000株で あります。
計	67,346,935	67,346,935		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日		67,346,935		11,086		10,725

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 84,000 (相互保有株式) 普通株式 9,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 67,000,000	67,000	
単元未満株式	普通株式 253,935		
発行済株式総数	67,346,935		
総株主の議決権		67,000	

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己株式) ホッカンホールディングス 株式会社	東京都千代田区丸の内 2 - 2 - 2	84,000		84,000	0.12
(相互保有株式) トーンサービス株式会社	埼玉県さいたま市大宮区 土手町1 - 49 - 8	9,000		9,000	0.01
計		93,000		93,000	0.14

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、きさらぎ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	930	1,706
受取手形及び売掛金	24,748	25,498
電子記録債権	3,557	3,529
商品及び製品	4,255	4,365
仕掛品	2,475	2,810
原材料及び貯蔵品	2,429	2,228
繰延税金資産	616	367
その他	2,969	3,348
貸倒引当金	20	20
流動資産合計	41,963	43,835
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	20,709	22,291
機械装置及び運搬具（純額）	17,468	20,116
土地	15,673	16,113
リース資産（純額）	2,883	2,840
建設仮勘定	7,641	2,025
その他（純額）	354	431
有形固定資産合計	64,732	63,818
無形固定資産	1,536	1,516
投資その他の資産		
投資有価証券	21,309	21,964
長期貸付金	2,003	1,058
繰延税金資産	34	35
退職給付に係る資産	1,379	1,339
その他	2,060	2,207
貸倒引当金	199	199
投資その他の資産合計	26,588	26,406
固定資産合計	92,857	91,741
資産合計	134,820	135,576

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	19,465	18,266
短期借入金	14,084	15,987
リース債務	495	500
未払法人税等	132	503
賞与引当金	780	336
その他	10,541	9,847
流動負債合計	45,500	45,442
固定負債		
長期借入金	37,164	36,300
リース債務	819	827
繰延税金負債	746	978
退職給付に係る負債	2,808	2,747
その他	769	740
固定負債合計	42,308	41,594
負債合計	87,808	87,037
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,086	11,086
資本剰余金	10,750	10,750
利益剰余金	16,887	17,684
自己株式	27	27
株主資本合計	38,696	39,493
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,429	4,931
繰延ヘッジ損益	6	19
為替換算調整勘定	516	529
退職給付に係る調整累計額	529	504
その他の包括利益累計額合計	4,410	4,936
非支配株主持分	3,905	4,108
純資産合計	47,012	48,538
負債純資産合計	134,820	135,576

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
売上高	43,020	31,509
売上原価	38,695	26,583
売上総利益	4,324	4,925
販売費及び一般管理費	3,482	3,191
営業利益	842	1,733
営業外収益		
受取利息	6	4
受取配当金	128	80
持分法による投資利益	227	174
受取賃貸料	30	33
デリバティブ評価益	9	134
その他	144	101
営業外収益合計	546	529
営業外費用		
支払利息	98	122
為替差損	-	132
その他	46	61
営業外費用合計	145	315
経常利益	1,243	1,947
特別損失		
固定資産除却損	39	11
その他	1	0
特別損失合計	41	11
税金等調整前四半期純利益	1,202	1,936
法人税、住民税及び事業税	226	454
法人税等調整額	206	236
法人税等合計	433	691
四半期純利益	768	1,244
非支配株主に帰属する四半期純利益	112	193
親会社株主に帰属する四半期純利益	656	1,051

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
四半期純利益	768	1,244
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	448	487
繰延ヘッジ損益	10	12
為替換算調整勘定	343	14
退職給付に係る調整額	16	21
持分法適用会社に対する持分相当額	41	0
その他の包括利益合計	151	535
四半期包括利益	920	1,779
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	901	1,577
非支配株主に係る四半期包括利益	19	202

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
連結の範囲の重要な変更 当第1四半期連結会計期間より、重要性が増したくじらい乳業株式会社を連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
(会計方針の変更) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。 企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。 なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法についてこれまで主として定率法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更いたしました。 近年、当社グループを取り巻く国内市場規模は安定的に推移しており、将来的にも安定して推移することが見込まれております。このような市場環境に鑑み、今後の設備投資については定常的な維持・更新を目的とした投資ヘシフトすることを計画しております。主要な設備は、将来にわたり長期安定的に稼働し、収益に安定的に貢献していくことが予想されることから、減価償却方法を定率法から定額法に変更することにより、適正な費用配分が図られるものと判断いたしました。 この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当第1四半期連結累計期間の営業利益は373百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は374百万円増加しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

債務保証

従業員の金融機関からの借入金に対して、保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
従業員	7百万円	5百万円

借入金に対して保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
ユニバーサル製缶(株)	200百万円	519百万円
HOKKAN THAI CO.,LTD.	118	137

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
減価償却費	1,923百万円	1,466百万円
のれんの償却額	33 "	39 "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月9日 取締役会	普通株式	252	3円75銭	平成26年3月31日	平成26年6月9日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月8日 取締役会	普通株式	252	3円75銭	平成27年3月31日	平成27年6月9日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	容器 事業	充填 事業	機械製作 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	10,878	31,065	128	42,072	947	43,020		43,020
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,609		2,721	5,330	417	5,748	5,748	
計	13,487	31,065	2,850	47,403	1,364	48,768	5,748	43,020
セグメント利益又は損失()	56	1,145	7	1,082	47	1,129	287	842

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外事業及び工場内運搬作業等の請負事業であります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 287百万円には、セグメント間取引消去19百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 306百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない提出会社の一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	容器 事業	充填 事業	機械製作 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	10,465	19,613	377	30,457	1,051	31,509		31,509
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,662	0	703	2,366	374	2,741	2,741	
計	12,128	19,614	1,081	32,824	1,426	34,250	2,741	31,509
セグメント利益又は損失()	277	1,855	5	2,126	52	2,074	340	1,733

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外事業及び工場内運搬作業等の請負事業であります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 340百万円には、セグメント間取引消去 61百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 279百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない提出会社の一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、当社および国内連結子会社は有形固定資産の減価償却方法を従来の定率法から定額法に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の容器事業のセグメント利益が106百万円、充填事業のセグメント利益が261百万円それぞれ増加し、機械製作事業のセグメント損失()が3百万円減少しております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	9円76銭	15円63銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	656	1,051
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	656	1,051
普通株式の期中平均株式数(千株)	67,264	67,259

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成27年5月8日開催の取締役会において、平成27年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	252百万円
1株当たりの金額	3円75銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成27年6月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月7日

ホッカンホールディングス株式会社
取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大久保 雅 史 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安 田 雄 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているホッカンホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ホッカンホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は有形固定資産の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用していたが、当第1四半期連結会計期間より定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。